

労働災害防止、労働安全衛生対策について

令和8年11月19日
熊谷労働基準監督署

本日も説明する主な内容

- **労働災害の発生状況について**
- **陸上貨物運送事業における労働災害防止について**
- **ストレスチェック制度の改正について**

労働災害の発生状況について (埼玉労働局管内)

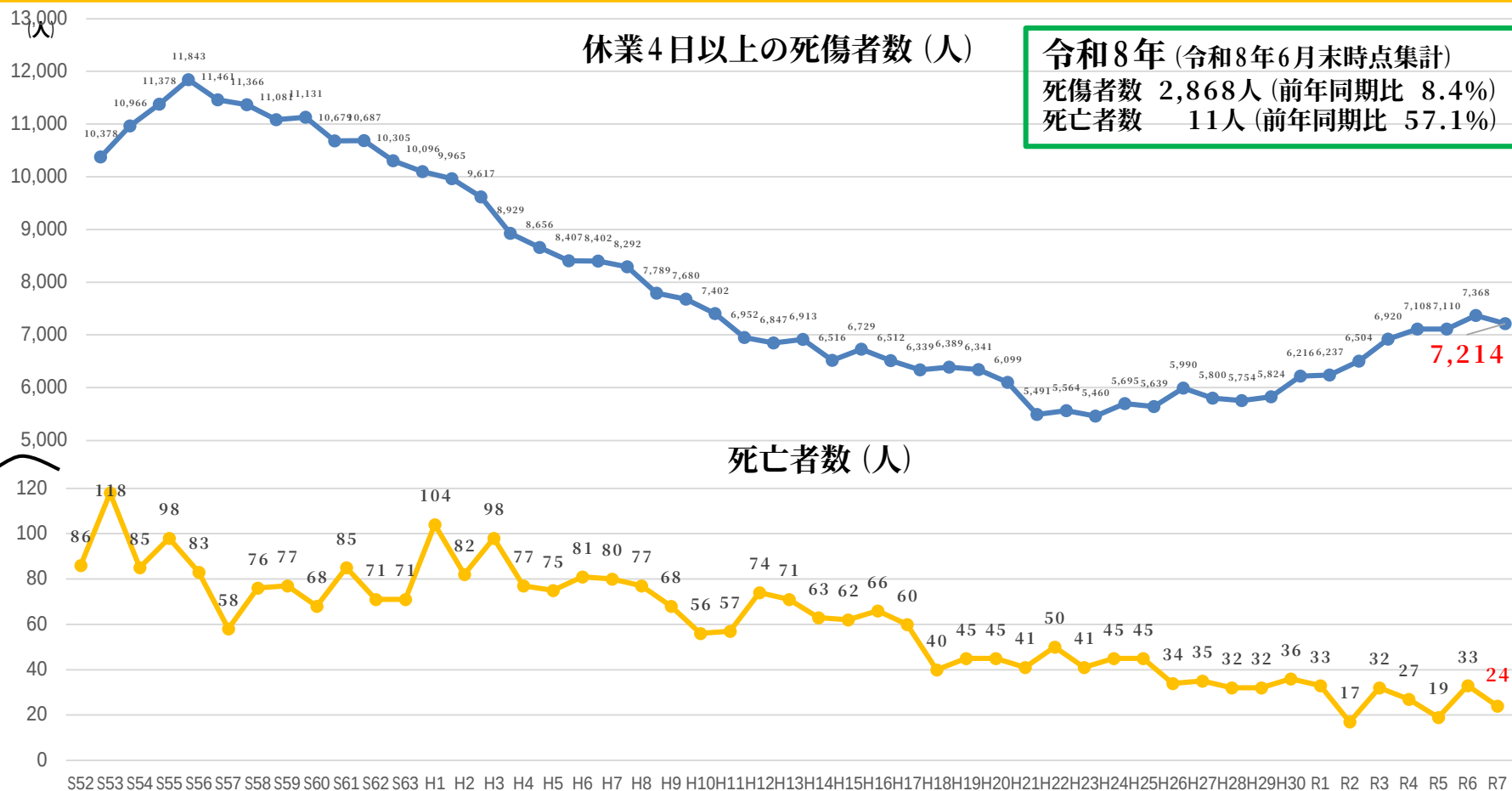
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

埼玉の労働災害における死亡者数、休業者数の推移

- ・ 休業4日以上死傷者数は、平成23年まで減少傾向にあったものの、増加に転じ、歯止めがかからない状況。
- ・ 休業4日以上死傷者数は、令和6年に比べてわずかに減少したが過去最多となった。
- ・ 死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、令和6年に急増した。



令和8年 (令和8年6月末時点集計)
 死傷者数 2,868人 (前年同期比 8.4%)
 死亡者数 11人 (前年同期比 57.1%)

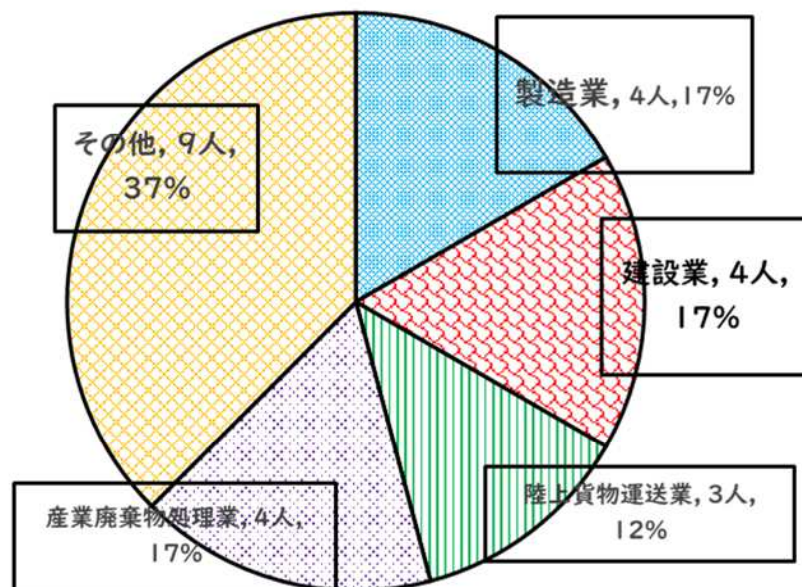
出典：平成23年までは、労災保険給付データ（労災非適用事業を含む）、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの

令和7年の労働災害発生状況（確定値）

業種別内訳

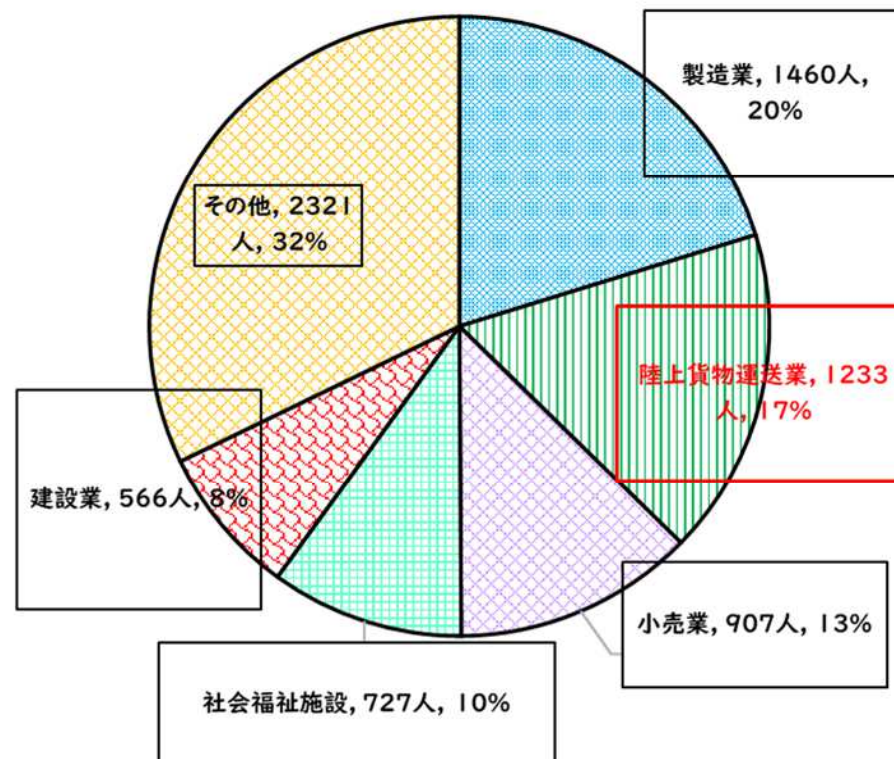
死亡者数

24人（前年比-27.3%）



休業4日以上之死傷者数

7,214人（前年比-2.1%）

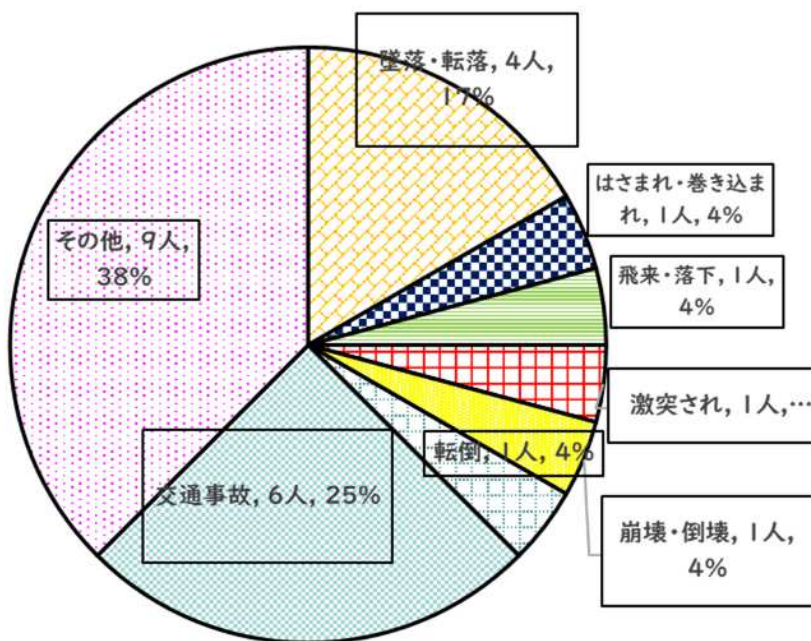


令和7年の労働災害発生状況（確定値）

事故の型別

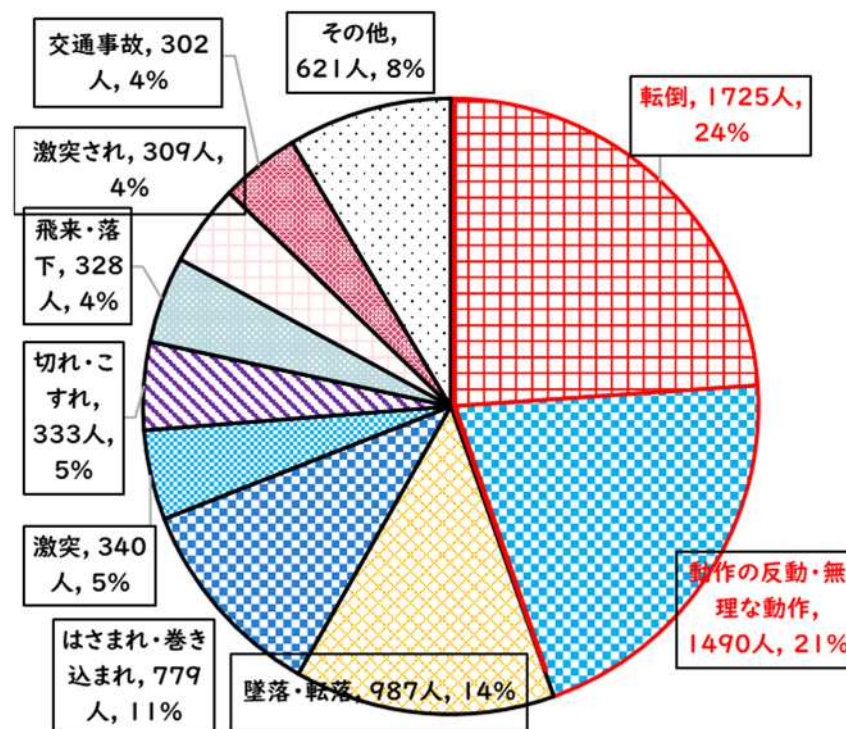
死亡者数

24人（前年比-27.3%）



休業4日以上之死傷者数

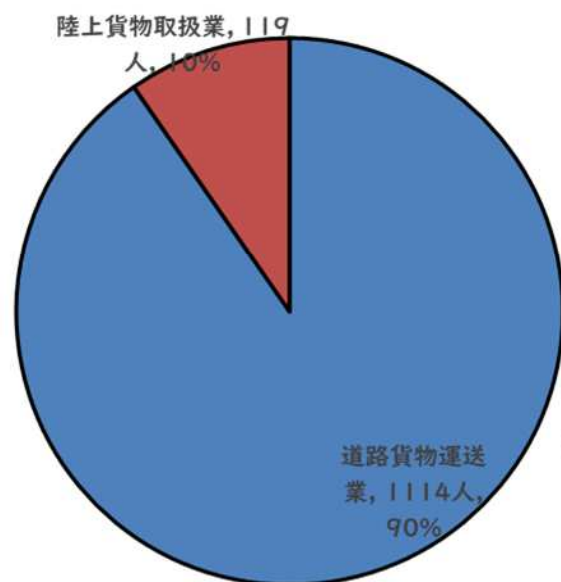
7,214人（前年比-2.1%）



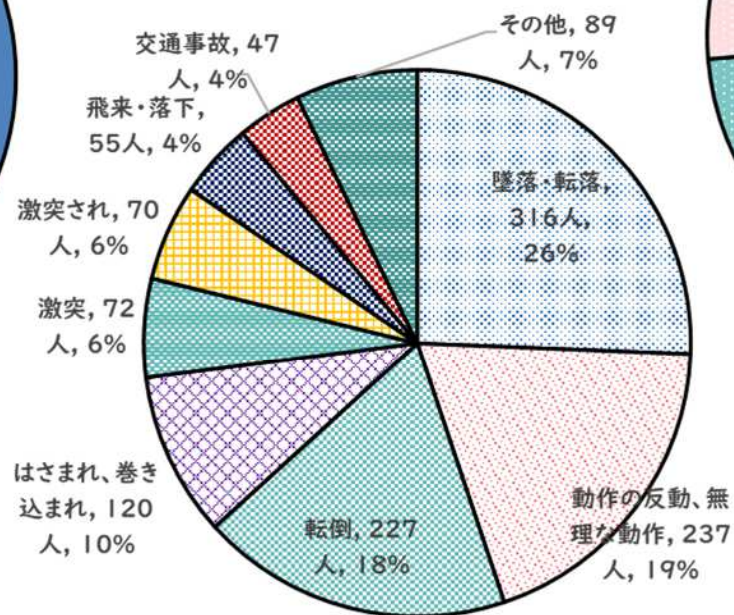
令和7年の労働災害発生状況（陸上貨物運送業）

死傷災害1233人の内訳

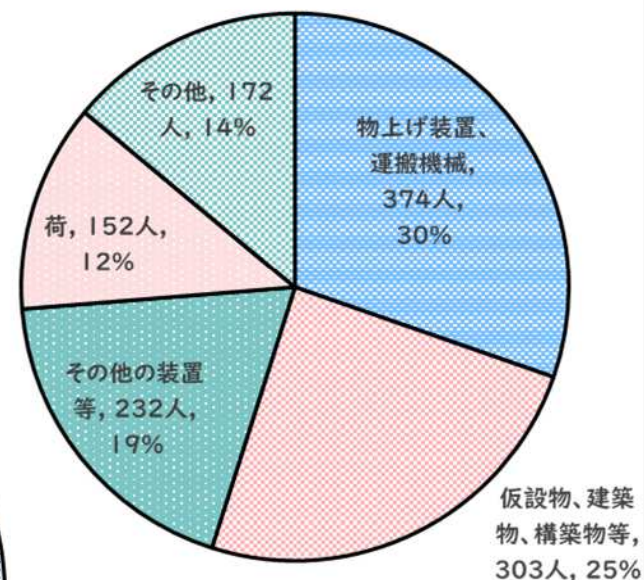
業種別



事故の型別



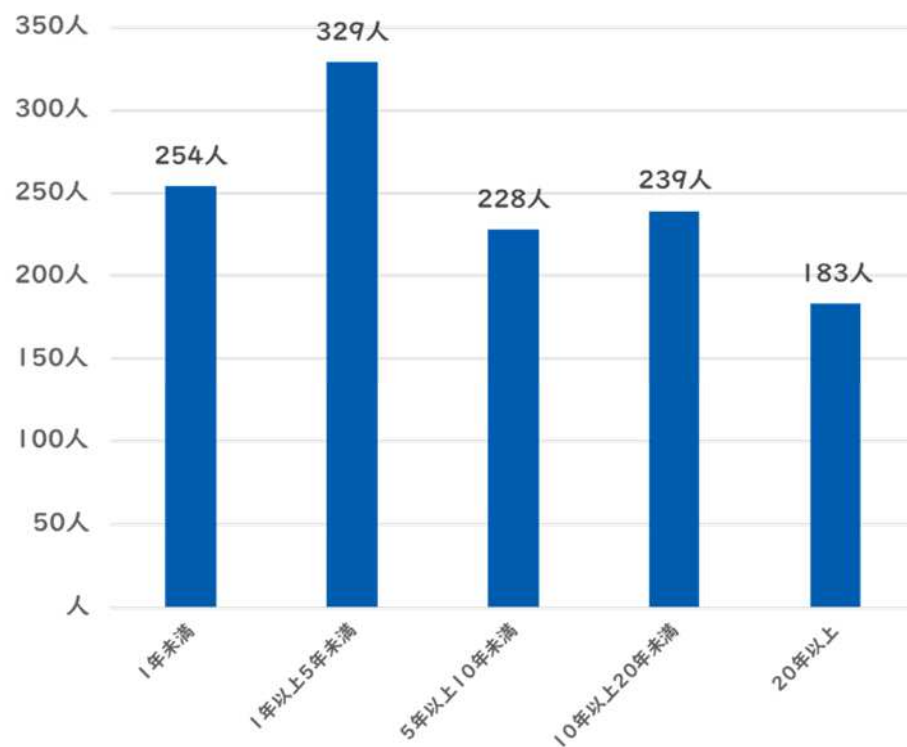
起因物別



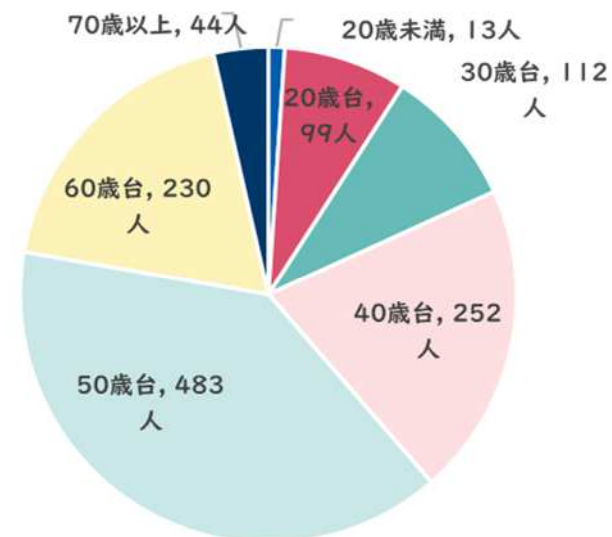
令和7年の労働災害発生状況（陸上貨物運送業）

死傷災害1233人の内訳

経験期間別

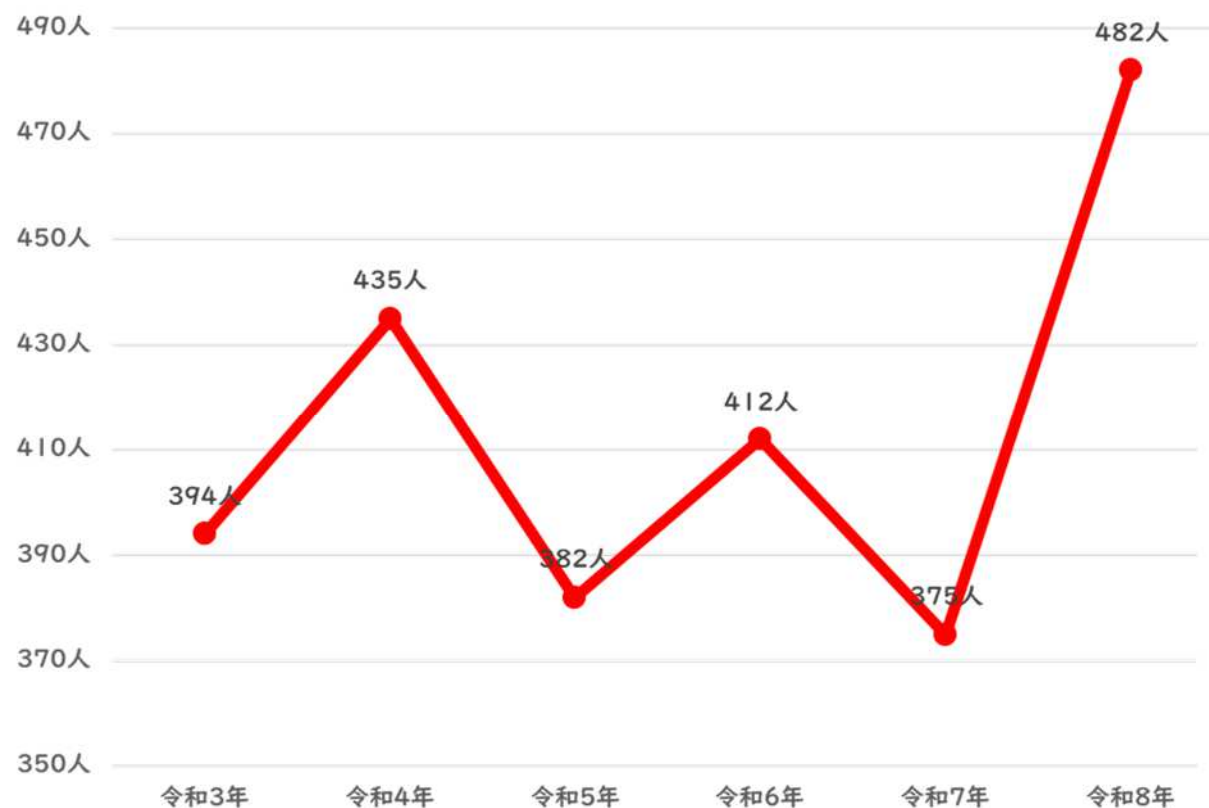


年齢別



陸上貨物運送事業の労働災害が急増しています

令和8年5月末現在の状況



埼玉県内の陸上貨物運送事業における死傷災害が急増しています。
令和8年の休業4日以上之死傷者数は5月末日現在で482人であり、前年の同期と比較して**28.5%増加**しており昭和51年以降で最多だった令和4年の同期と比較しても**10.8%増加**しています。



令和7年 死亡災害発生事例（抜粋）

番号	発生月	発生時間帯	業種	事業場規模	被災者年齢層	災害発生のあらまし	事故の型	起因物
1	2月	13時	陸上貨物 運送業	10～ 49人	50歳台	配送先において、トラックの荷台で作業中に仮置きされた荷（空パレット）を押し込んだところ、上段の2枚が被災者側に崩落し、激突したもの。	崩壊・倒壊	荷姿のもの
2	2月	6時	警備業	300人～	80歳台	勤務交代時に道路を横断しようとした際につまづき、トラックと接した。	交通事故	トラック
3	4月	2時	陸上貨物 運送業	100～ 299人	20歳台	高速道路において、被災者の運転していたトラックが、渋滞していた車列に追突したもの。	交通事故	トラック
4	9月	17時	建設業 (その他)	10～ 49人	50歳台	同僚が運転するトラックで資材を倉庫へ取りに行く道中、交差点で右折してきた対向車を避けようとして信号柱に衝突したもの。トラックの運転手は軽症であった。	交通事故	トラック
5	10月	2時	陸上貨物 運送業	1～9人	70歳台	トラックの荷台に積みこんである高温のアスファルトの上で、うつせに倒れている状態で発見された。	高温・低温 のものと の接触	危険物・有 害物

令和8年 死亡災害発生事例（抜粋）

令和8年6月末日集計

番号	発生月	発生時間帯	業種	事業場規模	被災者年齢層	災害発生のあらまし	事故の型	起因物
1	1月	7時	製造業	10～49人	60歳台	トラックの後方付近で出血した被災者が倒れているところを発見され、その後死亡した。	墜落・転落	トラック
2	2月	13時	陸上貨物 運送業	10～49人	50歳台	高速道路における計5台のトラック等による多重追突事故により、トラックの運転者が死亡した。	交通事故	トラック
3	2月	13時	建設業 (土木)	10～49人	60歳台	横断歩道の塗替え作業に従事していた被災者が横断歩道を歩行していたところ、交差点を右折してきたバックカー車にひかれ、その後死亡した。	交通事故	トラック
4	2月	15時	建設業 (その他)	50～99人	60歳台	道路上に停車した高所作業車の付近で作業していた被災者が、走行してきた軽乗用車と高所作業車にはさまれ、その後死亡した。	交通事故	乗用車・バス・バイク
5	3月	8時	陸上貨物 運送業	1～9人	50歳台	おがくずをトラックに積み込む作業を行っていたトラックの運転者が、おがくずに埋もれているところを発見され、その後死亡が確認された。	崩壊・倒壊	その他の材料
6	5月	2時	新聞販売業	10～49人	70歳台	バイクの運転中、交差点でトラックに衝突され、その後死亡が確認された。	交通事故	トラック
7	6月	4時	新聞販売業	10～49人	30歳台	原動機付自転車を運転中、交差点で乗用車と衝突し、その後死亡した。	交通事故	乗用車、バス、バイク

陸上貨物運送事業における 労働災害防止について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策（１）

陸上貨物運送事業における労働災害防止のためのガイドライン

荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日付け基発0325第1号)
(改正 令和5年3月26日付け基発0328第5号)

●陸運事業者の実施事項

- 管理体制の確立
- 具体的な防止対策
 - ・墜落、転落による労働災害の防止対策
 - ・フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
 - ・転倒による労働災害の防止対策
 - ・動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策
- 安全衛生教育の実施
- 荷主等との連絡調整・役割分担
→ 『安全作業連絡書』の使用
- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
→ 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

連絡調整

●荷主等の実施事項

- 改善基準告示の遵守
- 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知
- 陸運事業者との連絡調整
→ 『安全作業連絡書』の使用
- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
→ 疲労に配慮した休憩時間の確保、着時刻の弾力化
- 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

荷主の協力が
不可欠

交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成20年4月3日付け基発第0403001号)

- 管理体制の確立等
- 適正な労働時間の管理、走行管理
 - ・走行計画の作成
 - ・点呼等の実施
 - ・荷役作業を行わせる場合の措置
→ 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
 - ・荷の適正な積載
- 教育の実施
 - ・交通危険予知訓練
- 意識の高揚
 - ・交通安全情報マップの作成
- 荷主・元請事業者による配慮等
 - ・過積載運行の防止
 - ・改善基準告示の遵守
 - ・安全な走行が出来ない発注の禁止
 - ・到着時間の再設定等の措置
- 健康管理

改善基準告示：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

荷役作業の安全対策ガイドライン

基本的な対策

- ア 運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか**事前に確認**すること。また、事前に確認しなかった荷役作業は行わせないこと。
- イ 荷主等に確認した荷役作業の内容に応じた適切な安全衛生対策を講ずること。
- ウ 荷役作業を行う場所の作業環境や作業内容にも配慮した服装や保護具（**保護帽、安全靴**等）を着用させること。
- エ 荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために**必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善**、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ風雨が当たらない**荷役作業場所の確保、安全な通路の確保**等に努めるとともに、安全に荷役作業を行える状態を保持すること。
- オ 陸運業の労働者が荷役作業を行う際に、荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合には報告させ、**荷主等に対し改善を求める**こと。

荷役作業の安全対策ガイドライン

墜落・転落による労働災害の防止対策

ア 荷役作業を行う労働者に次の事項を遵守させること。

- ① 荷役作業を行う前に、**貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認**すること。
また、資材等が置かれている場合には**整理・整頓**してから作業を行うこと。
- ② 不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと（**一度地面に降りて移動**すること。）。
- ③ 荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、出来る限り**地上から又は地上での作業**とすること。
- ④ 墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（以下「要求性能墜落制止用器具」という。）を取り付ける設備がある場合は、**要求性能墜落制止用器具を使用**すること。
- ⑤ 墜落・転落の危険のある作業においては、墜落時保護用の**保護帽を着用**すること。
- ⑥ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える安全な**立ち位置を確保**すること。
- ⑦ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、**後ずさりしない**こと。
- ⑧ 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、**耐滑性のある靴（Fマーク）を使用**すること。
- ⑨ **あおり**を立てる場合には、**必ず固定**すること。
- ⑩ 最大積載量が2t以上の貨物自動車の荷台への昇降は、**昇降設備を使用**すること。
最大積載量が2t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用すること。
- ⑪ 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）については、**三点確保**（手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと）を実行すること。

イ 荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用するなどし、荷台の**あおりに乗っての作業を避ける**こと。

ウ 貨物自動車の荷台への**昇降設備を用意**すること。

エ タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に要求性能墜落制止用器具取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

荷役作業の安全対策ガイドライン

転倒による労働災害の防止対策

ア 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

- ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。
また、資材等が置かれている場合には整理整頓してから作業を行うこと。
- ② 後ずさりでの作業はできる限りしないこと。

イ 荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させること。

ウ 荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。

エ 荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。

オ 持った荷で両手を塞がれると僅かなつまずきでも転倒しやすくなるため、できるだけ台車等を使用させること。

荷役作業の安全対策ガイドライン

動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策

ア 職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）で示された各対策を講じること。

イ 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

- ① 荷役作業を行う前に**準備運動**を行うこと。
特に、長時間の貨物自動車の運転の後は、**直ちに荷役作業を行わず**、少なくとも数分間は立った姿勢で**腰を伸ばす**こと。
- ② 中腰の作業姿勢など**不自然な作業方法をとらない**こと。
- ③ 重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、**荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押す**こと。
- ④ 重量の重い荷は、**2人以上**で扱うこと。
- ⑤ できるだけ**台車等を使用**すること。

ウ 人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう**施設、設備を改善**すること。

エ 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、**作業者の負担が軽減されるように配慮**すること。

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策（２）－１

荷役５大災害の防止対策の推進

陸運業の荷役作業時の死亡労働災害の約８割を占める荷役５大災害（①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故）の防止を図るために、陸運事業者、荷主等が重点的に確認・実施する事項をとりまとめたチェックリストを活用し、荷役作業時の労働災害防止対策の促進を図る。（平成２９年３月１６日基安発０３１６第１号）

厚生労働省	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	陸運事業者	荷主等
【実施事項】 ① 周知啓発資料等（<u>チェックリストを含む</u>）の作成、配布、HP掲載 ② 業界団体等への<u>協力要請</u> ③ 陸運事業場、荷主等への<u>周知・指導</u> ④ <u>講習会、荷主等事業場への安全診断の実施</u>	【実施事項】 ① 会員等への<u>周知啓発</u> ② 取組強化期間（平成２９年７月～平成２９年１２月）における<u>パトロール等の実施</u> ③ 荷役労働災害防止のための<u>研修会</u>の開催 ④ レベルアップ支援事業・中小企業事業場個別サポート事業等を通じた陸運事業場への支援	【実施事項】 チェックリストに基づき対策を実施 ① 共通事項 保護帽の着用等 ② 墜落・転落災害防止 作業計画等の作成、作業床等の使用、昇降設備の使用、荷や荷台上の不安全な作業の排除 ③ 荷崩れ 作業計画等の作成、適切な荷付けの実施、走行中・荷下ろし時の配慮、教育の実施 ④ フォークリフト使用時の事故 作業計画等の作成、適格な資格者による運転、用途外使用の禁止、安全運転、走行場所の区分 ⑤ 無人暴走 逸走防止措置の実施、逸走時の措置、降雪・凍結時の配慮 ⑥ トラック後退時の事故 確実な後方確認、誘導員の配置、走行場所の区分等	【実施事項】 チェックリストに基づき対策を実施 ① 共通事項 保護帽着用の呼びかけ ② 墜落・転落災害防止 安全に作業できる設備の設置 ③ 荷崩れ 安全なパレットの提供 ④ フォークリフト使用時の事故 適格な資格者による運転、構内使用ルールの作成・掲示、安全設備の設置、走行場所の区分 ⑤ 無人暴走 降雪・凍結時の配慮 ⑥ トラック後退時の事故 誘導員の配置、走行場所の区分

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策（２）－２

陸上貨物運送事業における荷役災害等を防止するための留意事項

重大な災害事例に学ぶ 「荷役5大災害」防止のポイント

1 トラック・荷台等からの墜落・転落による災害

→ 作業場所の高さに関わらず、**必ず保護帽を着用**すること

2 トラック・荷台等での荷崩れによる災害

→ 荷を積み込むとき、**必ず積荷の状態を確認**すること

3 フォークリフト使用時における災害

→ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は定められた **ルール（作業計画等）に基づき適切に行動**すること

4 トラックの無人暴走による災害

→ トラックを降車するとき、**必ず逸走防止措置**を行うこと
(※) 逸走防止措置：①パーキングブレーキ、②エンジン停止、③ギアロック、④輪止め

5 トラック後退時における災害

→ 後退誘導に係る**ルール（作業計画等）を定め、後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退**をさせること。

周知用パンフレット等はこちら：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139559.html>



ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

周知用パンフはコチラ：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098500.html>

安全に作業するための8つのルール

1 段差、傾斜のある場所での取扱い

事故の起こりやすい場所であることを考慮し細心の注意を払って作業

2 作業服、作業靴、保護具

3 ロールボックスパレットの基本操作

両手操作や適切な手の位置などの基本操作の徹底

4 「押し」「引き」「よこ押し」

それぞれのメリット、デメリットを理解し適切に操作

5 複数人での取扱い

指揮者を決め声を掛け合い慎重に作業

6 荷物の積載

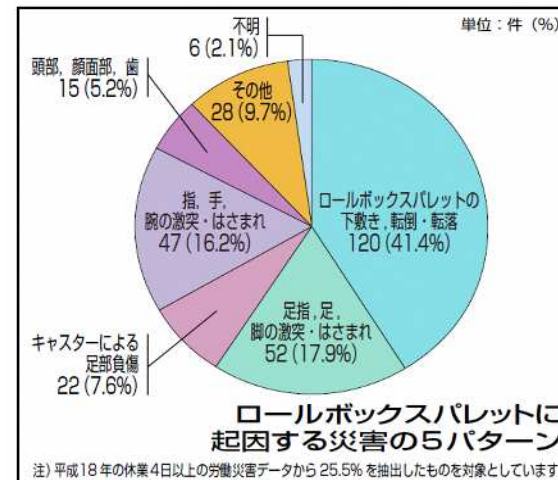
基本的な積み方をマスターし、荷崩れを防ぐ

7 折りたたみ・組み立て・積み重ね

折りたたむと不安定になるので転倒に注意

8 テールゲートリフターでの取扱い

昇降時等における安全な作業方法



ロールボックスパレット

使う前の5つの基本チェックリスト

ロールボックスパレットを使う時は、次のチェックリストで、基本の作業方法を点検しましょう。あなたや周りの人たち、そしてあなたの運ぶ大切な荷物を守るため、すべての項目にチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前点検リスト

確認日	確認担当者名
年 月 日	
☐	倒れそうになったら無理に支えず逃げること 人が支えられる重さではありません。とにかく身を守ることが優先です
☐	停止時は必ずキャストーストッパーを使用すること わずかな傾き、風でもパレットが勝手に走り出すことがあります
☐	原則として、傾いた場所では使用しないこと わずかな傾きでもパレットが思わぬ方向に動き、転倒するおそれがあります
☐	両手で持って運搬すること 片手で引っ張ると、止める時にパレットをコントロールできず止められないことがあります
☐	作業にふさわしい装備をすること 手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル



作業者に身につけてほしい望ましい装備例

パンフレット「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル安全に作業するための8つのルール」もご確認ください。



テールゲートリフターのチェックリストは裏面へ▶

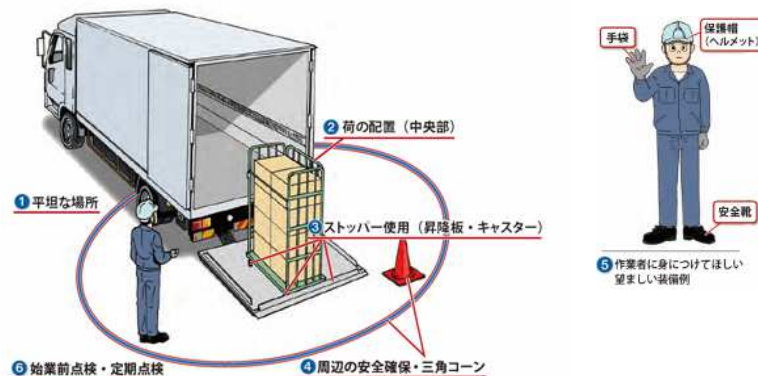
テールゲートリフターを安全に使用するために

周知用パンフはコチラ:

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212478.html>

守るべき基本ルール 6

- 1 平坦な場所で使用する
- 2 積載重量を遵守し、昇降板の中央部に荷を配置する
- 3 昇降板・キャスターそれぞれのストッパーを使用する
- 4 周囲の安全を確保し、三角コーン等を配置する
- 5 作業にふさわしい装備をする
- 6 始業前点検・定期点検を実施する
(点検事項は各社取扱説明書を参照)



使用場面別ルール 11

- 1 地面を背にして後退りしない
- 2 昇降板上で作業できるスペースを確保する
- 3 昇降板は揺れやすいので慎重に移動する
- 4 昇降板等の傾きによる荷の動き出しに注意する
(荷が動き出したら無理に支えない!)
- 5 昇降板のストッパーを踏みながら運搬しない
- 6 昇降板の先端部と地面の段差に注意する
- 7 作業者は原則として昇降板に乗ったまま移動(昇降)しない
- 8 移動する時は昇降板を地面と荷台の中間で止めて、ステップとして昇り降りする
- 9 昇降板から荷がはみ出さないようにする
- 10 昇降板から少し離れた横に立ち、昇降板の周辺から目を離さない。
- 11 動作中の昇降板には触らない、近寄らない

(詳細については各社取扱説明書を参照して下さい。)

テールゲートリフター

使う前の5つの基本チェックリスト

テールゲートリフターを使う時は、次のチェックリストで、基本の作業方法を点検しましょう。あなたや周りの人たち、そしてあなたの運ぶ大切な荷物を守るため、すべての項目にチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前点検リスト

確認日	確認担当者名
年 月 日	
☐	昇降板では荷を後退りで運搬しないこと 引っ張ると後ろは見えません。この方法で荷台高さからの転落が頻発しています
☐	キャスター付きの荷を使う時は、必ずストッパーを使用すること 作業者が支えても事故につながる可能性があります
☐	原則として、傾いた場所では使用しないこと ロールボックスパレットが思わぬ方向に動くことがあります。水平な場所で使用してください
☐	昇降板の位置を目視で確認してから運搬すること 荷台高さにあると思い込んで、転落する可能性があります
☐	作業にふさわしい装備をすること 手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です

テールゲートリフターを安全に使用するために

2 STEP ステップで学ぶ
6 基本 & 11 場面別ルール

作業前 必読!!



作業者に身につけてほしい望ましい装備例

パンフレット「テールゲートリフターを安全に利用するために 2ステップで学ぶ 6基本&11場面別ルール」もご確認ください。



ロールボックスパレットのチェックリストは裏面へ▶

高齢者の労働災害防止のための指針



第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
- ・ 経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
- ・ 高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
- ・ 高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ・ 高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- 高齢者の特性を考慮した作業管理
- ・ 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- 体力の状況の把握
- ・ 高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
- ・ 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- ・ 健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- 高齢者の状況に応じた業務の提供
- ・ 高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
- ・ 高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
- ・ 高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・ 集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
- ・ 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- 高齢者に対する教育
- ・ 法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- 管理監督者等に対する教育
- ・ 管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

ストレスチェック制度の改正について

ひと、くらし、みらいのために



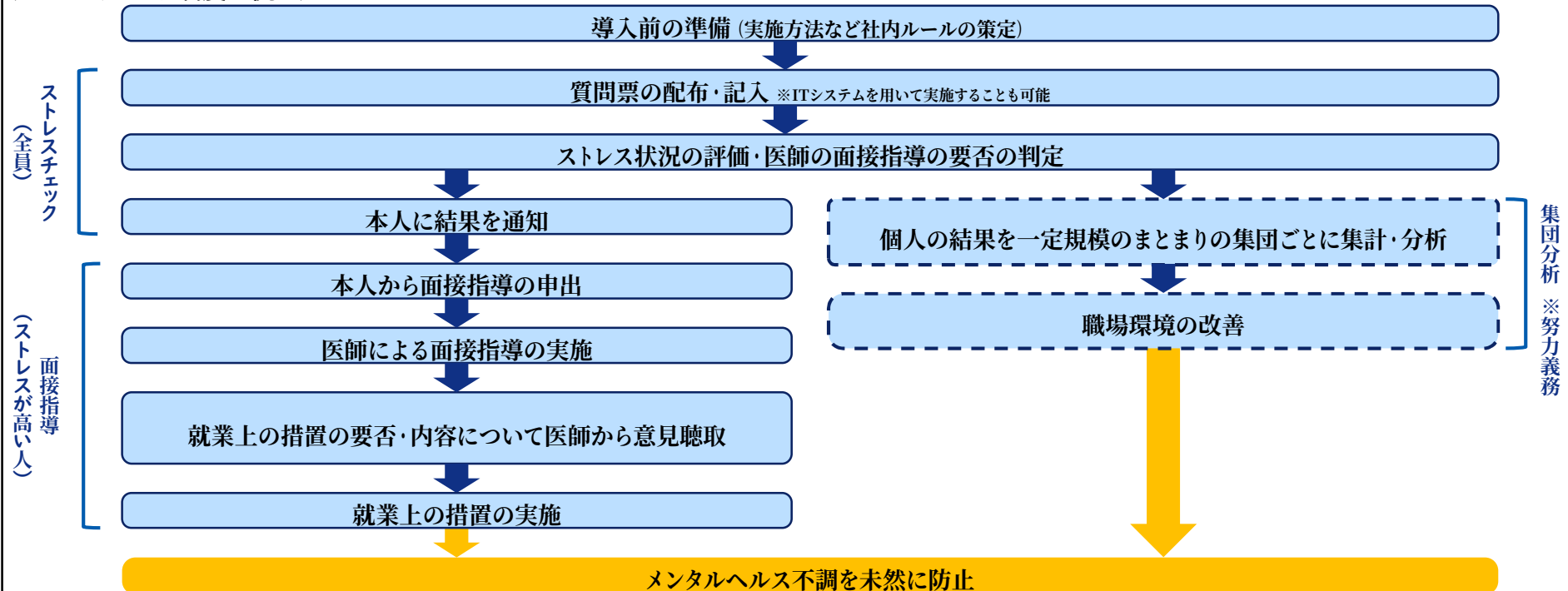
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

職場のメンタルヘルス対策の推進

背景

- 事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されたが、50人未満の事業場では努力義務にとどまっていた。

(ストレスチェック制度の流れ)



改正内容

- ストレスチェックは労働者50人以上の事業場に義務付けられていた（50人未満は努力義務）ところ、今年5月に公布された改正労働安全衛生法により、これを全ての事業場に義務化する。

※ 小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、

- ・ 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
- ・ 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」（地さんぽ）の体制拡充 等の支援策を講じていく。

また、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）。

ストレスチェック制度について 厚労省HP⇒





ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▼ お問い合わせ窓口 ▼ よくある御質問 ▼ サイトマップ ▼ 国民参加の場

Google カスタム検索

テーマ別に探す | 報道・広報 | **政策について** | 厚生労働省について | 統計情報・白書 | 所管の法令等 | 申請・募集・情報公開

🏠 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > ストレスチェック制度・メンタルヘルス対策

ストレスチェック制度・メンタルヘルス対策

ストレスチェック制度

**令和10年4月1日から、労働者数50人未満の事業場にも
ストレスチェックが義務化されます。**

- ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法により事業者の実施が義務付けられています（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。）。
- 今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にも、ストレスチェックの実施が義務化されました。

**事業者の方** >
(労働者数50人以上の事業場)

**小規模事業者の方** >
(労働者数50人未満の事業場)

**労働者の方** >

**面接指導を実施
する医師の方** >

**ストレスチェック
実施機関等の方** >

**法令等** >

政策について

- ▼ 分野別の政策一覧
 - ▶ [健康・医療](#)
 - ▶ [福祉・介護](#)
 - ▼ [雇用・労働](#)
 - ▶ [雇用](#)
 - ▶ [人材開発](#)
 - ▶ [労働基準](#)
 - ▶ [雇用環境・均等](#)
 - ▶ [非正規雇用（有期・パート・派遣労働）](#)
 - ▶ [労使関係](#)

ご清聴ありがとうございました

ご安全に！



埼玉労働局転倒労働災害防止キャラクター
「転倒防じい」



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」